美里町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則

平成 1 6 年 3 月 2 4 日 規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町土砂のたい積の規制に関する条例(平成16年条例 第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(有害物質)

第1条の2 条例第4条の2第1項の規則で定める物質は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項に規定する特定有害物質(以下「特定有害物質」という。)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類(以下「ダイオキシン類」という。)とする。

(土壌基準)

第1条の3 条例第4条の2第1項の規則で定める基準は、特定有害物質にあっては土壌汚染対策法第6条第1項第1号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち土壌の汚染に関する基準の例によるものとする。

(事前協議)

- 第1条の4 条例第4条の3の規定による事前協議は、土砂のたい積に関する事前協議書様式第1号に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる書類のうち協議に係る土砂のたい積の内容等により町長が認めるものについては、添付を省略することができる。
 - (1) 土砂のたい積に関する計画書(様式第5号別紙)
 - (2) 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又 は法人の登記簿謄本
 - (3) 土砂のたい積に係る土地の登記簿謄本
 - (4) 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に 関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
 - (5) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意 があったことを証する書面

- (6) 隣接地権者同意書(様式第3号)の写し
- (7) 地区代表者(区長、水利組合長等)の同意書(様式第4号)の写し
- (8) 誓約書(様式第7号)の写し
- (9) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (10) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図 及び断面図
- (11) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び 断面図
- (12) 擁壁の背面図
- (13) 現況の写真
- 2 町長は、前項の協議が終了したときは、その旨を事前協議済書(様式第2号) により申請者に通知するものとする。

(土砂のたい積の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土砂のたい 積の許可申請書様式第5号を町長に提出しなければならない。

(土砂のたい積の届出)

第2条の2 条例第5条第1項第2号の規定による届出をしようとする者は、土砂のたい積の届出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(法令又は他の条例の規定による許可等)

- 第3条 条例第5条第1項第4号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。ただし、各号に掲げる法令に違反した場合は、この限りでない。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定 による許可
 - (2) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項の規定による 許可
 - (3) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可
 - (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34 条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可
 - (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第91条第 1項の許可及び同法第35条の同意

- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の許可
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項(同法第33条 第4項において準用する場合を含む。)の許可(同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)
- (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定よる協議
- (9) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項の許可
- (10) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可(同法第11条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)
- (11) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項 又は第58条の4第1項の許可(同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。)
- (12) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可
- (13) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可
- (14) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第66条第1項の許可
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議
- (16) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第1 5条の2第1項の許可
- (17) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可
- (18) 埼玉県土採取条例(昭和49年埼玉県条例第6号)第3条第1項の 認可
- (19) 埼玉県砂防指定地管理条例(平成15年条例第45号)第3条の許 可
- (20) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可及び農地改良の場合の農業委員会への届出

(公益法人)

- 第4条 条例第5条第1項第5号の規則で定める法人とは、次に掲げる公益法人 とする。
 - (1) 社団法人埼玉県農林公社
 - (2) 財団法人埼玉県下水道公社
 - (3) 前2号に掲げる公益法人を除くほか町長が認める公益法人
 - (土砂のたい積の許可の特例)
- 第5条 条例第5条第1項第8号の規則で定める土砂のたい積は、次のとおりと する。
 - (1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
 - (2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に 性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積
 - (3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂のたい積
 - (4) 前3号に掲げるものを除くほか町長が認める公益性が高いと認められる事業の実施に係る土砂のたい積
 - (土砂のたい積に関する計画に定める事項)
- 第6条 条例第5条第2項第12号の規則で定める事項は、土砂のたい積を行う 土地において必要な土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の 処分の状況とする。
 - (土砂のたい積の許可申請の添付書類)
- 第7条 条例第5条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又 は法人の登記簿謄本
 - (2) 土砂のたい積に係る土地の登記簿謄本
 - (3) 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
 - (4) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意 があったことを証する書面
 - (5) 隣接地権者同意書(様式第3号)
 - (6) 地区代表者(区長、水利組合長等)の同意書(様式第4号)

- (7) 誓約書(様式第7号)
- (8) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (9) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及 び断面図
- (10) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び 断面図
- (11) 擁壁の背面図
- (12) 事前協議済書(様式第2号)の写し

(許可の基準)

- 第8条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。 (変更の許可申請)
- 第9条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、土砂のたい積の変更許 可申請書様式第8号を町長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

- 第10条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第5条第2項第5号に関する変更のうち変更後の最大たい積時に おいて土砂のたい積に用いる土砂の数量が減少することとなるもの
 - (2) 条例第5条第2項第8号に掲げる事項に関する変更
 - (3) 条例第5条第2項第6号又は第7号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差(土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差。別表において「土砂の高さ」という。)が減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずるのり面(擁壁に覆われたのり面を除く。別表において同じ。)の勾配が緩和されることとなるもの
 - (4) 条例第5条第2項第11号に関する変更のうち土砂のたい積を行う期間を短縮させるもの

(変更の届出)

第11条 条例第9条の規定による届出は、土砂のたい積の変更届出書(様式第9号)を町長に届け出なければならない。

(標識)

第12条 条例第11条の規則で定める様式は、(様式第10号)のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

- 第13条 条例第12条の規定による閲覧は、次により行うものとする。
 - (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
 - (2) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、土砂のたい積の着手届出書(様式 第11号)により行うものとする。

(定期報告)

- 第15条 条例第14条第1項の規定による届出は、土砂のたい積に係る定期の 届出書(様式第12号)により行うものとする。
- 2 条例第14条第2項の規則で定める書類は、報告に係る期間の最後の日の1 週間前の日以降に撮影した土砂のたい積に係る土地の写真とする。

(土砂のたい積に係る土地の汚染調査)

- 第15条の2 条例第14条の2の規定による土砂の汚染の状況についての調査 は、次により行うものとする。
 - (1) 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。
 - ァ カドミウム及びその化合物
 - ィ 六価クロム化合物
 - ウ シアン化合物
 - エ 水銀及びその化合物
 - オ セレン及びその化合物
 - カ 鉛及びその化合物
 - キ 砒素及びその化合物
 - ク ふっ素及びその化合物
 - ケ ほう素及びその化合物

- コ 特定有害物質(アからケまでに掲げる物質を除く。)及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で町 長が許可事業者に通知したもの
- (2) 前号アからケまでに掲げる物質にあっては土壌含有量調査(町長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査)を行い、前号コに掲げる物質にあっては町長が許可事業者に通知した調査を行うこと。
- (3) 調査の頻度及び地点数は、土砂のたい積の許可に係る土地の区域の面積に応じて、別表第2のとおりとすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあっては土壌汚染対策法 第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあ ってはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準(土壌の汚染に係る基準 に限る。)による測定方法の例によること。
- 2 条例第14条の2の規定による届出は、土砂のたい積に係る土地の汚染調査 結果届出書様式第13号により行うものとする。
- 3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げる方法等により行われたことを証する書類を添付しなければならない。

(完了等の届出)

第16条 条例第15条の規定による届出は、土砂のたい積の完了(廃止)届出書(様式第14号)により行うものとする。

(措置命令)

- 第16条の2 条例第16条第1項の規定による命令は、改善命令書(様式第15号)により行うものとする。
- 2 条例第16条第2項の規定による命令は、措置(中止)命令書(様式第16 号)により行うものとする。

(土地所有者等に対する勧告)

第16条の3 条例第17条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第17号) により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第19条第2項の身分を示す証明書の様式は、(様式第18号) のとおりとする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

- 1 条例第7条第1項第1号に関する基準
 - (1) 土砂の高さは、2メートル以内であること。
 - (2) 土砂のたい積により生ずるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること。
- 2 条例第7条第1項第2号に関する基準
 - (1) 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除する ことができるように、必要な排水施設が設置されていること。
 - (2) 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号) 第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するもので あること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良 その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
 - (3) 擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第5 条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
 - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整施設が設置されていること。
- 3 条例第7条第1項第3号に関する基準
 - (1) 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
 - (2) 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
 - (3) 土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の 土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が 講じられていること。
 - (4) 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供す

る土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が 講じられていること。

- (5) 土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい 積を行う時間、期間等が定められていること。なお、土砂のたい積を行う時 間等については次のとおりとする。
 - ア 土砂のたい積を行う時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとし、早朝及び夜間における土砂のたい積は行わないこと。
 - イ 日曜日、祝祭日及び年末年始は、原則として土砂のたい積を中止すること。
 - ウ 緊急を要する土砂のたい積が発生したときは、搬入路の沿道及び周辺住 民の理解を得ること。
- (6) 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

別表第2(第15条の2関係)

土砂のたい積に係る土地の汚染調査の頻度及び地点数

土砂のたい積の区域の面積	調査頻度	調査地点数
900平方メートル未満	完了又は廃止のとき。 完了又は廃止のとき。	1 地点以上
9 0 0 平方メートル以上	土砂のたい積に着手した	土砂のたい積を行った土
	日から6月ごと及び完了	地について900平方メ
	又は廃止のとき。	ートルごとに1地点以上

様式第1号(第2条関係)

土砂のたい積の許可申請書

年 月 日

美里町長 様

申請者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては 印

その代表者の氏名

(電話番号)

別紙計画の土砂のたい積について、美里町土砂のたい積の規制に関する条例第5条第1項 の規定による許可を受けたいので申請します。

土砂のたい積に関する計画

			住	所	
申	請	者		又は名称 者氏名)	
			土地の	所 在	
			区域	面 積	
			E É		
				住 所	
			元請負人	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	土 砂 の積		最大たい積時	土砂の数量	
				土地の形状	
17.		彻	完 了 時 土 地	におけるの 形 状	
				生活環境のための方策	
			流出及び射	その他の土砂の 崩壊を防止する の 計 画	
				害、事故等の めにとる措置	
	期間		間		
	土砂のたい積に関する法令又は条例の 規定による許可等の処分の状況				

土砂のたい積の変更許可申請書

年 月 日

美里町長 様

申請者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては 印

その代表者の氏名

(電話番号)

下記の変更について、美里町土砂のたい積の規制に関する条例第8条第1項の規定による 許可を受けたいので申請します。

変更事項		
変更内容		

土砂のたい積の変更届出書

年 月 日

美里町長 様

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては 印

その代表者の氏名

(電話番号)

下記のとおり変更する(した)ので、美里町土砂のたい積の規制に関する条例第9条の規定により届け出ます。

変更事項		
変更内容		

様式第4号(第12条関係)

	住	所		
許 可 を 受けた者		又 は 名 称 者 氏 名)		
	許可	丁番号		50
	許可	年 月 日		
許 可 の 概 要	土地の 区 城	所 在		cm
		面 積		以
	元請負人	住 所		一 上
		氏名又は名称 (代表者氏名)		
		連絡先		
	たい	積 期 間		
許可を	名	称		
した機関	連	絡 先		

土砂のたい積の着手届出書

年 月 日

美里町長 様

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては 印

その代表者の氏名

(電話番号)

下記のとおり土砂のたい積に着手したので、美里町土砂のたい積の規制に関する条例第1 3条の規定により届け出ます。

土砂の	許可	番号	÷	
	許可矣	F 月 日		
たい積の 許 可	土地の	所	在	
	区域	面	積	
土砂の	土砂のたい積に着手した年月日			

土砂のたい積に係る定期の届出書

年 月 日

美里町長 様

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては 印

その代表者の氏名

(電話番号)

下記のとおり、美里町土砂のたい積の規制に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

記

対象	対象となる期間				
1. Th 0	許 可 番 号				
土砂の	許可年月日				
	土地の	5	所	在	
許 可	区场	見	面	積	
搬入した	採」		場	所	
土 砂 ①	数			最	
搬入した	採」	抆	場	所	
土 砂 ②	数			最	
搬入した	採」	权	場	所	
土 砂 ③	数			最	
搬入した	採」	权	場	所	
土 砂 ④	数			量	

(注) 搬入した土砂の採取場所が5以上の場合は、搬入した土砂の欄を適宜増やすこと。

土砂のたい積の完了(廃止)届出書

年 月 日

美里町長 様

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては 印

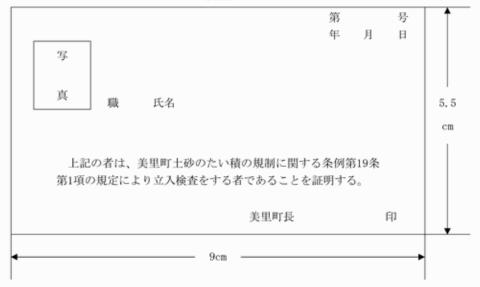
その代表者の氏名

(電話番号)

下記のとおり土砂のたい積を完了(廃止)したので、美里町土砂のたい積の規制に関する 条例第15条の規定により届け出ます。

土砂の	許 可 番		
たい積の	土地の 所 区 城 面	在積	
完 了 年	(廃止) をした月 日		

(表面)



(裏面)

美里町土砂のたい積の規制に関する条例(抜粋)

(立入検査)

- 第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土 砂のたい積を行う者の事務所、事業所又は土砂のたい積の場所に立ち入 り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を 検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

- 第22条 次の各号の1に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (4) 第19条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を した者